

しよとくぜい
所得税

しよとくぜい
○ 所得税とは

とし がつ がつ しよとく くに はら ぜいきん
その 年の 1月から 12月までの 所得に ついて、国に 払う 税金です。

まいつき きゅうりょう う と ひと しよとくぜい ふつう きゅうりょう じどうてき ひ
毎月 給料を 受け取る 人の 所得税は、普通、給料から 自動的に 引かれます。

げんせんちようしゅう きゅうりょうてんびき い
* これを 源泉徴収、給料天引きと 言います。

がいこくせき ひと ばあい きよじゅうしゃ ひきよじゅうしゃ ぜいきん はんい りつ
外国籍の 人の 場合、居住者と 非居住者に よって、税金が かかる 範囲、率などが

ちが
違います。

きよじゅうしゃ にほん じゅうしょ ひと にほん ねんいじょう つづ す
* 居住者とは、日本に 住所が ある 人、または 日本で 1年以上 続けて 住んで

ところ ひと
いる 所が ある 人です。

きよじゅうしゃ ばあい ぜいきん りつ にほんじん おな
居住者の 場合、税金の 率は、日本人と 同じです。

きよじゅうしゃ ばあい しよとく げんそく くに くに やくそく ぜいきん
居住者で ない 場合、所得の 20.42%が 原則です。国と 国との 約束が あって 税金を

はら ばあい そせいじょうやく ばあい ちが
払わなくても いい 場合(租税条約が ある 場合)は 違います。

げんせんちようしゅうひょう
○ 源泉徴収票

とし がつ がつ きゅうよ ぜんぶ がく はら しよとくぜい がく
その 年の 1月から 12月までの 給与の 全部の 額と、払った 所得税の 額などが

か はたら とし つぎ とし がつ さいご ひ まえ じぎょうぬし
書いて あります。働いた 年の 次の 年の 1月の 最後の 日より 前に、事業主から

う と
受け取ります。

とし とちゅう かいしゃ や たいしょく ひ げつ す まえ
 年の 途中で 会社などを 辞めた ときは、退職の 日から 1か月が 過ぎる 前 までに
 う と
 受け取ります。

げんせんちようしゅうひょう ぜいきん はら しょうめい しょうい ざいりゅうしかく こうしん
 源泉徴収票は、税金を 払った ことを 証明する書類です。在留資格を 更新する

ひつよう たいせつ も
 ときなどに 必要なので、大切に 持って おいて ください

ねんまつちようせい ○ 年末調整

まいつき きゅうりよう ひ しょとくぜい まいとし お ごろ ねんまつ ちようせい
 毎月の 給料から 引かれる 所得税については、毎年の 終わり頃(年末)に 調整します。

しょとく ぜんぶ がく はら ほけんりよう ちようせい
 所得の 全部の 額や、払った 保険料などに よって、調整します。

しょとくぜい はら ばあい かね かえ はんたい
 所得税を 払いすぎて いた 場合には、お金を 返して もらう ことができます。反対に、

はら ひつよう ばあい はら
 もっと 払う 必要が ある 場合には、払って ください。

てつづ こようぬし
 手続きは、雇用主が します。

にほん こくがい かぞく じぶん せわ かぞく ふようかぞく みと
 日本の 国外に いる 家族も、自分が 世話を している 家族(扶養家族)として 認められる

ばあい くわ ぜいむしょ ぜいむそうだんしつ き
 場合が あります。詳しい ことは 税務署や 税務相談室に 聞いて ください。

ねんまつちようせい あと がつ にち あいだ こども う ほけん はい
 年末調整を した 後、12月31日までの 間に 子供が 生まれたり、保険に 入ったり

つぎ とし がつ お ちようせい
 した ときは、次の 年の 1月の 終わりまでに、また 調整する ことができます。

てつづ こようぬし かぞく ふ あたら ほけん はい
 手続きは、雇用主が します。家族が 増えたり 新しく 保険に 入ったり した ときは、すぐに

こようぬし し
 雇用主に 知らせる ください。

れんらくさき
(連絡先)

にしのみやぜいむしょ
・西宮税務署 0798-34-3930

たっくすあんさー こくぜいちょうほーむぺーじ
・タックスアンサー 国税庁ホームページ ↓

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>

※ くわ 詳しいことは、にほんご 日本語が わ 分かる ひと 人と いっしょ 一緒に き 聞いて ください。